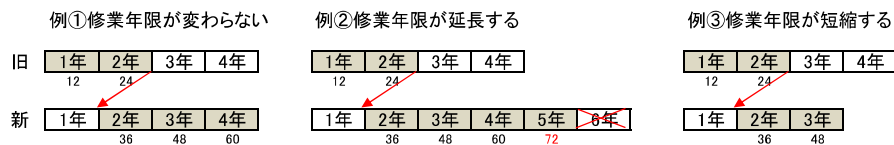


転学・転学部(科)後の奨学金の継続可能期間

■ 給付奨学金・・・転学・転学部(科)後に在籍する課程の卒業予定期まで

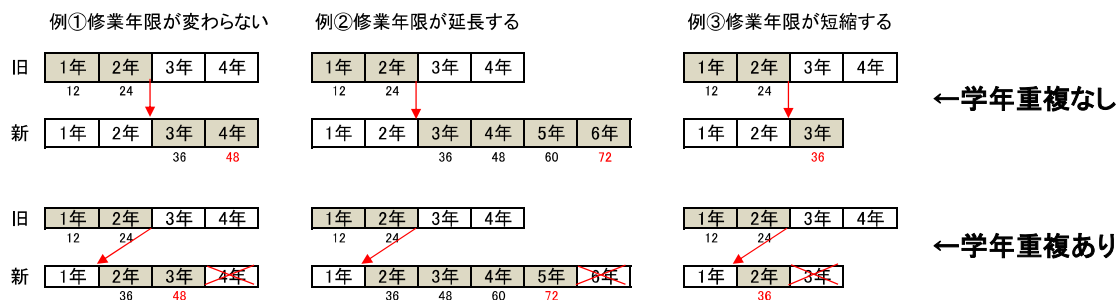
※ただし、転学・転学部(科)前の給付期間と通算して72か月まで

※カリキュラム都合でやむを得ない場合を除き、学年重複は認められません

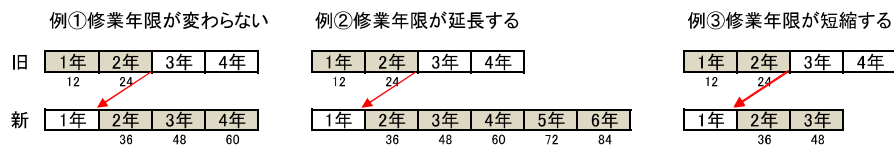


■ 第一種奨学金・・・通算で転学・転学部(科)後に在籍する課程の修業年限まで

※学年重複が生じる場合は卒業予定期より前に満期終了となる



■ 第二種奨学金・・・転学・転学部(科)後に在籍する課程の卒業予定期まで



- 「旧」は転学・転学部(科)前の旧在籍課程を、「新」は転学・転学部(科)後の新在籍課程を示します。
- 学年の下の数字は月数(1年=12か月)を示し、赤字は給付及び貸与可能な月数の上限を示します。

【注意】

- ・転学・転学部(科)により通算の貸与期間が延長する場合、様式中の「変更後の借用金額」を記入する必要があります。
- ・継続可能期間はあくまでも転学・転学部(科)時点のものであり、その後の休停止により変動する場合があります。
- ・学年進行型の学校では「卒業予定期まで」を「修業年限分まで」に読み替え、最終学年での満期終了にご注意ください。